

「低公害・低燃費車の導入義務制度」の改正案

東京都環境局
環境改善部自動車環境課
令和8年8月25日

低公害・低燃費車の導入義務制度の改正案①（特定低公害・低燃費車の該当要件）

特定低公害・低燃費車の該当要件について

●特定低公害・低燃費車の該当要件の改正案

現行			改正案		
車種区分	排出ガス基準	燃費基準	車種区分	排出ガス基準	燃費基準
乗用車	H17年基準75%低減 又はH30年基準75%低減	R2年度基準120%達成	乗用車	H30年基準50%低減	R12年度基準100%達成
軽乗用車			軽乗用車	H30年基準50%低減	R12年基準85%達成
軽量車 (貨物車・乗合車)	H17年基準75%低減 又はH30年基準75%低減	H27年度基準125%達成	軽量車	(貨物車)	H30年基準50%低減 R4年度基準100%達成
				(乗合車)	H30年基準50%低減 R12年度基準75%達成
中量車 (貨物車・乗合車)	H17年基準75%低減 又はH30年基準75%低減	H27年度基準110%達成	中量車	(貨物車)	H30年基準50%低減 R4年度基準100%達成
	H17年基準50%低減 又はH30年基準50%低減	H27年度基準115%達成		(乗合車)	H30年基準50%低減 R12年度基準75%達成
重量車 (貨物車・乗合車)	H28年規制適合 又は NOx0.63g/kWh以下、 PM0.007g/kWh以下 (JE05)	H27年度基準110%達成 又はR7年度基準95%達成 (GVW3.5～7.5t)	重量車	(貨物車)	H28年規制適合 R7年度基準105%達成
		H27年度基準105%達成又は R7年度基準90%達成 (GVW7.5t超)		(乗合車)	H28年規制適合 R7年度基準100%達成

●PHEV排出ガス基準撤廃

PHEV	区分	排出ガス基準	燃費基準	排出ガス基準	燃費基準
乗用車		平成17年基準排出ガス75%低減	無し	無し	無し
乗合車 ・ 貨物車	軽量車・中量車	又は平成30年基準排出ガス75% 低減	無し	無し	無し
	重量車	NOx0.63g/ k Wh以下・ PM0.007g/ k Wh以下	無し	無し	無し

低公害・低燃費車の導入義務制度の改正案②（換算率・導入義務率）

導入率算定にあたっての換算率

	特定低公害・低燃費車の導入義務	乗用車における非ガソリン車の導入義務
EV及びFCV	現行 3 → 変更なし	現行 2 → 改正案 3
PHEV	現行 2 → 変更なし	現行 2 → 変更なし
その他の該当車	現行 1 → 変更なし	現行 1 → 変更なし

特定低公害・低燃費車の導入義務率

達成期限：令和14（2031）年3月31日まで

事項	改正案
特定低公害・低燃費車の導入義務率	現行 30% → 改正案 40%

乗用車における非ガソリン車の導入義務率

達成期限：令和14（2031）年3月31日まで

事項	改正案
乗用車における非ガソリン車の導入義務率	現行 20% → 改正案 50%